

## 委 託 契 約 書

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は神戸総合運動公園における自動販売機による飲料等販売業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、神戸総合運動公園Bゾーンの甲が指定する場所に自動販売機を設置し、飲料等を販売する業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託して誠実に業務を履行し、納付金を甲に支払うものとする。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から8年3月31日までとする。

2 契約期間満了の2か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約満了の日の翌日から起算して、さらに1年間同一の条件で契約を更新するものとする。ただし、その期限は12年3月31日とする。

### （業務の内容）

第3条 乙が設置する自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所は、神戸総合運動公園の甲が指定する場所（別紙1）とし、原則として設置台数は13台とするが、±2台までの増減は可能とする。設置場所の変更については、協議の上、決定する。

2 販売品目及び販売価格は、乙の申請により甲が承認したものとする。

3 前項の販売品目は、良質で安全なものでなければならない。

4 乙は、前各項に定めるほか業務の内容に関して、「神戸総合運動公園における自動販売機による飲料等販売業務の仕様書」（別紙2）の定めに従わなければならない。

### （納付金）

第4条 第1条の規定により乙が支払う納付金は、年額●●●円に消費税を加算した額とする。年間納付金額の12分の1に相当する金額および当該光熱水費に相当する金額の合算額を2か月毎に甲の請求に基づき支払わなければならない。

2 乙は、納付金を定める納期日までに甲の指定する銀行口座に納付しなければならない。

### （経費の負担）

第5条 自動販売機の設置、移設、撤去、補修等に必要な経費は、乙が負担する。

2 乙は、設置後に生じた事情の変更又は売上状況等により、大幅な販売品目の変更や機種変更をする場合には、あらかじめ甲と協議を行うこととする。なお、機種変更に要する費用は、乙が負担するものとする。

### （遅延利息）

第6条 乙が納付金を甲が指定する期限後に納付する場合、当該納付金に、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を加算して納付しなければならない。ただし、遅延利息金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

### （業務報告）

第7条 乙は、毎月の売上報告書を作成し、納付金・光熱水費の納付にあわせて下記の項目について報告を行うこと。翌月の10日までに提出する。報告書は、毎月の売上本数と売上金額及び苦情等について記載する。

### （質問・調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、本業務に関して乙に質問し、報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(遵守事項)

第9条 乙は前条までに定めるもののほか、本契約の履行に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約によって生じる地位又は権利義務を第三者に継承させ若しくは譲渡し、又はこれらを担保に供すること。
- (2) 営業に係る許可の申請又は届出等を行うこと。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下「法」という。）第5条第2項に定める許可（都市公園内に自動販売機を設置する許可）の申請については甲が行う。
- (3) 設置場所に関して一切の私権を設定しないこと。
- (4) 設置場所を業務以外の用途に使用しないこと。
- (5) 法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、神戸市都市公園条例（昭和33年条例第54号）、神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第117号）、その他関係法令を遵守し善良な管理者の注意をもって設置場所を維持すること。
- (6) 設置場所又はこの周辺を改修又は変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し甲の承認を得ること。
- (7) 業務中は、従業員に乙の定める制服等を着用させること。
- (8) その他甲が必要と認めて乙に指示する事項に従うこと。

2 甲は前条までに定めるもののほか、本契約の履行に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約によって生じる地位又は権利義務を第三者に継承させ若しくは譲渡し、又はこれらを担保に供すること。

(損害の賠償等)

第10条 乙又は乙の関係人が故意又は過失により、甲若しくは第三者に損害を与えたとき、又は設置場所を損傷したときは、乙はこの損害を賠償し、設置場所を原状に回復しなければならない。

(違約金)

第11条 乙は、第1条、第3条、第9条若しくは前条の規定に違反したとき又は第16条の規定に該当するときは、違約金として年額納付金に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は違約罰であって、第10条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

(契約の解除・失効)

第12条 甲及び乙は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方に本契約のいずれかの条項に対する重大な違反があったとき。
- (2) 乙に第7条に定める業務報告又は提出書類に重大な虚偽があったとき。
- (3) 乙が法令に違反したことにより飲料の販売に関する営業許可を取り消され、又はその他の処罰を受けたとき。
- (4) 甲が法第5条第2項に定める許可を取り消されたとき。
- (5) その他本契約を解除する正当な事由が生じたとき。

2 乙は、自己の都合により契約期間満了前に契約を解除しようとするとき、6か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は、6か月後の月の月末とする。

- 3 天災地変又は不可抗力により乙が本契約を履行できなくなったときは、本契約は効力を失

う。

(原状回復義務)

第 13 条 契約期間が満了し、又は前条の規定により本契約が解除され、若しくは失効した場合、乙は甲の指示するところに従い、契約期間満了日又は甲の指定する期日までに、自動販売機を撤去し、設置場所及びその周辺を原状に回復しなければならない。ただし、甲が認める場合、乙はその範囲において原状回復の義務を免れる。

2 乙が前項の義務を履行しないとき、又は甲が必要と認めたときは、甲が前項に定める撤去又は原状回復を行い、これに要した費用を乙に請求することができる。

(損害の賠償)

第 14 条 甲及び乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 15 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第 16 条 本契約締結に当たり乙が提出した入札参加申込書兼誓約書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 4 条第 1 項第 2 号又は第 6 号に掲げる者が同要綱第 5 条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第 16 条の規定に基づく違約金の請求、第 11 条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

第 17 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、その管轄裁判所とする。

(疑義の解釈)

第 18 条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行に関して疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

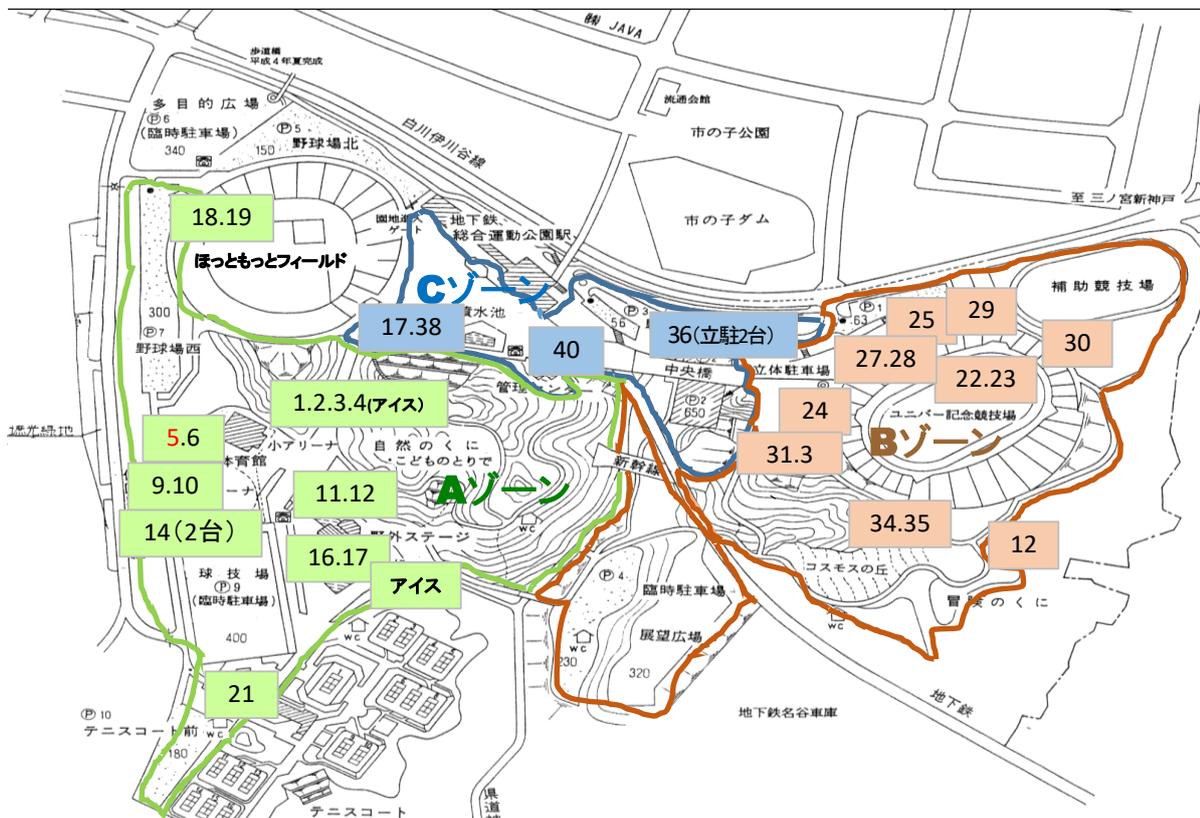
本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

神戸市須磨区緑台

甲 公益財団法人 神戸市公園緑化協会  
理事長 鍵本 敦

乙



既存自動販売機 設置場所

No.	設置場所
1	補助体育館1階トイレ前
2	補助体育館1階トイレ前
3	補助体育館1階トイレ前
4	補助体育館1階トイレ前 (アイス)
5	体育館1階ホール (公募対象外)
6	体育館1階ホール
9	体育館2階正面玄関(Aブロック)
10	体育館2階正面玄関(Aブロック)
14	体育館2階東側通路(GDブロック)
—	体育館2階東側通路(GDブロック)
11	体育館2階西側通路(Gブロック)
12	体育館2階西側通路(Gブロック)
16	水のくに(球技場東)
17	水のくに(球技場東)
—	水のくに(ちゃぶちゃぶ池西側) (アイス)
18	P7駐車場トイレ前
19	P7駐車場トイレ前
21	P10テニスコートトイレ前
合計	既存18台-公募対象外1台=公募17台

No.	設置場所
22	ユニバー記念競技場事務所前
23	ユニバー記念競技場事務所前
24	ユニバー記念競技場(2ブロック・コンコース)
27	ユニバー記念競技場(3ブロック・コンコース)
28	ユニバー記念競技場(3ブロック・コンコース)
25	ユニバー記念競技場(5ブロック・コンコース)
29	ユニバー記念競技場(6ブロック・コンコース)
30	補助競技場更衣室前南
31	ユニバー記念競技場マラソングート前
3	ユニバー記念競技場マラソングート前
12	冒険のくに(トイレ前)
34	コスモスの丘(砂場前)
35	コスモスの丘(砂場前)
合計	13台

No.	設置場所
36	立体駐車場6階エレベータ前 6B
—	立体駐車場6階エレベータ前 6A
40	総合案内所横 (災害支援型)
17	駅前広場シェードガーデン入口前
38	駅前広場シェードガーデン入口前
合計	5台

## 神戸総合運動公園における自動販売機による飲料等販売業務 仕様書 (Bゾーン)

### 1 設置場所

神戸総合運動公園(神戸市須磨区緑台)内のうち、別添図面(別紙1:設置可能区域図) Bゾーン枠内とする。

### 2 設置期間

令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。

なお、契約期間満了の2か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約期間満了の翌日から起算してさらに1年間契約を更新するものとする。

ただし、令和12年3月31日を制限とする。

協会が神戸総合運動公園の指定管理者の指定を取り消された場合、神戸市において公益上その他の必要な場合に設置許可が取り消された場合は、その限りでない。

撤去日は、契約期間満了日とするが、詳細については事業者と協議のうえ決めるものとする。

### 3 販売品目

缶・ペットボトル飲料とし、利用者の嗜好やニーズにあったものとする。ただし、酒類の販売は行わないこと。

### 4 設置台数

(1) 原則として、自動販売機の設置台数は、既存箇所13台とするが、±2台までの増減は可能とする。設置場所の変更については、協議の上、決定する。

(2) 設置個所及び設置する自動販売機については、現状を考慮のうえ事業者の創意工夫による提案を受けるものとし、協議によって定めるものとする。

なお、ユニバーサルデザイン自動販売機をユニバー競技場1階に1台以上、2階に1台以上設置するものとする。

(3) 新紙幣及び電子マネーなどのキャッシュレス決済に対応した自動販売機の導入を進めること。キャッシュレス決済に対応した自動販売機を2台以上設置すること。

(4) 集客数や季候等に応じて自動販売機の台数変更を可能とし、品切れを最小限に抑え、利用者の需要にあわせて利便性を向上させること。

(5) 利用者の嗜好をふまえ、複数メーカーの商品を販売すること。事業者がメーカーである場合、他メーカー商品の販売品目を全体の25%以上とすること。特に、同じ場所に複数台の自動販売機を設置する場合は、同一メーカーのみにならないよう留意すること。

### 5 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。

価格が設定されていない場合は、各製造者の設定している最低価格または市場の状況等を勘案して協会が適当と認めた価格とする。

### 6 設置時の注意事項

(1) 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請等が必要な場合は事業者が行うこと。ただし、都市公園内

に自動販売機を設置する神戸市への許可申請は協会が行う。

(2) 自動販売機の仕様

ア 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断基準】にそった自動販売機を設置すること

詳細は、神戸市のホームページの次の URL に掲載の、「令和6年度グリーン調達等判断基準」(21-10) 213 ページ以降で閲覧できる。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/shise/kekaku/kankyokyoku/green.html>

イ 美観の考慮

事業者の設置する自動販売機については、都市公園内であることを考慮し、色や表示名称等、事前に必ず協会の承認を得ること。(園内景観にふさわしい自動販売機を設置条件とする)

「この自販機の収益は、神戸総合運動公園の運営や管理の充実のために使われます。」と記載した説明板を設置すること。

ウ 寸法

幅約 1.2m×奥行約 0.8m×高さ約 1.8m (投影面積 1 m<sup>2</sup>以下とする) を原則とするが、設置の際に協議を行うものとする。

エ 防犯対策

防犯に考慮したものを設置すること。

オ 転倒防止対策

「自動販売機の設置方法」(日本工業規格据付基準)、「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

カ 電気メーターの設置

設置する自動販売機の電気使用量を計測する子メーターを設置すること。設置及び撤去にかかる費用は事業者の負担とする。

(3) 自動販売機の設置作業

設置予定日は、令和7年4月1日とするが、詳細については事業者と協議のうえ決めるものとする。

作業日程については、事前に協会と調整し設置計画書を提出のうえ協会担当者立会いの下で設置作業を行うこと。また、新たな場所での自動販売機の設置については、事前に協会と調整し工事等費用が生じるときは、事業者が負担することとする。

(4) お客様対応窓口等

お客様対応の窓口及び商品補充の連絡先を契約締結時に明らかにすることとし、当該連絡先は通年で対応するものとする。連絡先が変更される場合は、協会にあらかじめ届け出るものとする。

7 日常の維持管理・商品の入替え

(1) 一般的注意事項

ア 品切れ及び釣り銭切れの状態にならないようにすること。多客時には適正温度の商品を補充できる体制をつくること。

イ 必要に応じて商品及び釣り銭の補充を行うこと。また商品の品質管理は特に注意すること。

ウ 確実な商品及び金銭管理を行い、盗難等事件発生の際は、事業者が責任を負うとともに当協会に連絡及び警察への届け出を行うこと。

エ 自動販売機の故障、破損等の際は、事業者の負担で補修、入替え等を行うこと。

また、事業者の連絡先を自動販売機に明記し、事業者の責任において対応すること。

オ 自動販売機の清掃等日頃の維持管理を十分に行うこと。

カ 搬入車両の経路、制限速度について協会の指示に従うこと。

キ 商品補充等の際に、来園者の利用に影響が生じないように、十分に配慮すること。

(2) ごみ箱の設置・ごみの回収

協会が必要に応じて設置し、回収を行う。

8 経費の負担

(1) 納付金

この応募に際して応募者から提案のあった納付金額（年額）に消費税を加算した金額を協会に納付するものとする。イベント開催時など多客時には、氷入りボックス（「どぶづけ」）による販売を行うことができるものとする。この場合の納付金については、その都度、協議して決定する。

また、「4 設置台数」で定めた台数を超えて自販機を設置する場合は、増分に関する納付金は別途協議するものとする。

(2) 光熱水費

自動販売機の稼働に使用した電気使用料については、協会が算定した使用料に消費税を加算して支払うこと（実費）。電気使用料算定式は 次のおりとする。

$$\text{総合運動公園電気使用料金} \times \frac{\text{自動販売機の電気使用量の合計}}{\text{総合運動公園全体の電気使用量}}$$

(3) 納付方法

前月までの納付金（年間納付金額の1/2）・光熱水費の合計に相当する金額を協会の請求に基づき、下記に定める時期に納付することとする。

納付金・光熱水費	定める納期日
4月・5月分	7月 末日
6月・7月分	9月 末日
8月・9月分	12月 末日
10月・11月分	1月 末日
12月・1月分	3月 末日
2月・3月分	5月 末日

なお、納期日が日曜日にあたる場合は翌日とする。詳細は、協議のうえ契約書に記載するものとする。

9 機械の機種変更

設置後に生じた事情の変更、または売上状況等により、大幅な販売品目の変更や機種変

更がある場合には、あらかじめ協会と協議を行うこととする。なお、機種変更に要する費用は事業者が負担するものとする。

#### 1 0 契約終了後の原状回復義務

契約期間満了または契約解除により、機械を撤去する際は事業者の費用負担で原状に回復することとする。

これにかかわらず、協会が原状回復を行う場合は原状回復に要した費用を事業者が負担するものとする。

#### 1 1 業務報告

納付金・光熱水費の納付にあわせて自動販売機ごとの売上本数、売上金額を報告すること。

#### 1 2 当事業に関するリスク分担は下表のとおりとする。

種 類	内 容	リスク分担	
		協会	事業者
1 法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
2 税制等の変更	消費税及び地方消費税、法人税以外で本事業にかかる新税の成立などを除く		○
3 物価・金利の変動			○
4 需要の変動			○
5 事故発生	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
6 施設・設備の損傷	事業者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
7 利用者対応	事業実施に関する事項		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
8 第三者対応		上記5・6・7 分類による	
9 事業の変更・ 休止・中止	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	協会の責めに帰すべき事由によるもの	○	
1 0	上記に定めるもののほか不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	協議による※2	
1 1	業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期事業者に引き継ぐ場合とも）		○

※1 事業者が善良なる管理者として注意義務を怠っていた場合は、事業者の責任となる。

※2 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごと判断するが、第一次的責任は事業者が負うものとする。

事業者は被害が最小となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに協会に報告しなければならない。

#### 1 3 その他

(1) 契約締結後、事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する

違反、暴力団等該当が判明した場合には、直ちに契約を解除するとともに契約で定める違約金（年間納付金相当額）を協会に納付するものとする。

(2) 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときには、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。

(3) 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除する。

#### 1.4 留意事項

- ・園内イベント開催時には、自動販売機の販売を制限する場合がある。
- ・園内イベント開催時には、主催者が園内で飲料販売を行う場合がある。
- ・協会および園内のイベントでは、協賛品・広告の掲載等積極的に協力すること。
- ・搬入車両についてのルート・走行制限については協会の指示に従うこと。
- ・イベント等により、園内通行の車両に進入不可や進入時間の制限がある。